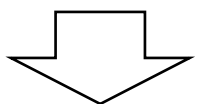


本事業は区からお渡しした対策グッズを使用し、ハト対策の効果検証に取り組んでいただきます。その後、「使用前」・「使用中」・「使用後」の3段階の状況が分かる写真を添付した結果報告書及び調査票を区に提出していただきます。

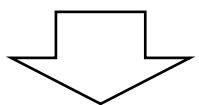
ハトモニター事業 実施手順

1 対策グッズの受取(受取の際に確認を行います)



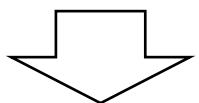
参加者決定日以降、区役所開庁時間中に対象者に環境政策課窓口で対策グッズ3種類のうち1種類をお渡しします。(場所:板橋区役所北館7階12番窓口)

2 対策グッズ使用前(ハトによる被害が分かる状況)の写真撮影



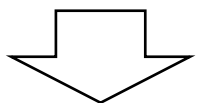
対策グッズ使用前に現状の撮影を行い、結果報告書に添付してください。

3 対策グッズ使用中(使用している様子が分かる状況)の写真撮影



対策グッズ使用中の撮影を行い、結果報告書に添付してください。

4 対策グッズ使用後の写真撮影



対策グッズ使用後の撮影を行い、結果報告書に添付してください。(変化が見られない場合は対策グッズの使用から約2週間後を目安に撮影してください)

5 効果検証終了後、結果報告書及び調査票を提出(令和8年3月13日(金曜日)までに提出)

実施手順の詳細はホームページに掲載しております。

ご不明な点がございましたらご相談ください。【区問合せ先】環境政策課 自然環境保全係 ☎ 03-3579-2593

注意事項

- 対策グッズは参加者決定日から2ヶ月後(令和7年12月8日(月曜日))までにお受け取りください。
- 結果報告書及び調査票の提出は
(1) 電子申請(LoGo フォーム)
(2) 環境政策課窓口(板橋区役所北館7階12番窓口)
(3) 郵送(令和8年3月13日必着)
のいずれかの方法でご提出ください。
- 結果報告書に添付する写真は、使用前後で効果の比較ができるように撮影する場所と撮影する方向は可能な限り同じにしてください。
- 調査票については、結果内容を集計し、内容の一部をホームページ等でご紹介させていただく場合があります。
- 対策グッズの回収は行っておりません。

※対策グッズに想定される効果がなかった場合も、今後のハトモニター事業の参考資料とさせていただくため、結果報告書及び調査票の提出にご協力をお願いいたします。

